

弁護士法人中央総合法律事務所 無料特別講演会

金融機関実務担当者必聴

ご要望を踏まえ、緊急開催

金融商品取引法セミナー

- 第 部 金融商品取引法を踏まえた、販売・勧誘のポイント
- 第 部 適合性原則に則った販売・勧誘のポイント
- 第 部 金融機関の販売現場における具体的トラブル事例とその予防方法・対処方法

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当事務所は、上記3テーマについて無料特別講演会を開催させて頂くことといたしました。

営業店において販売・勧誘に携わる販売担当者、コンプライアンス担当者、管理職等の金融機関(銀行、証券会社、保険会社等)の実務者の方々に対し、新しい視点・アイデアをご提供できるセミナーと自負しております。

敬具

講演骨子】

- 第 部 金融商品取引法を踏まえた、販売・勧誘のポイント(プロアマ規制、契約締結前交付書面等の情報提供規制を中心に)
- 第 部 適合性原則に則った販売・勧誘のポイント(金融検査マニュアルの趣旨を踏まえつつ)
- 第 部 金融機関の販売現場における具体的トラブル事例とその予防方法・対処方法
 - 外貨建て預金販売に係るトラブル事例
 - デリバティブ預金販売に係るトラブル事例
 - 投資信託販売に係るトラブル事例
 - 変額年金保険販売に係るトラブル事例

講演内容】

- 金融機関等の皆様方におかれては本年9月より施行の金融商品取引法に対応した社内システムを構築されたものと思料します。しかし、そのシステムを営業第一線が如何に運用し、またモニタリング部門が如何に事後検証・改善を行うかが、まさに重要といえます。そのための実効的な指針を示すため、下記内容につき、実践的な解説をさせていただきます。
- 第 部 情報提供規制を中心に、金融商品取引法の各行為規制を踏まえた、販売勧誘のポイントについて、各規制の趣旨を今一度確認しつつ、網羅的な解説を行います。
 - 第 部 適合性原則と一言でいっても、その内容は一義的ではなく、今ひとつイメージがつかめないう方も多いのではないのでしょうか。近時改正された金融検査マニュアルに示された考え方も踏まえ、適合性原則について、具体的な考察を行います。
 - 第 部 金融機関において、如何にトラブルを予防するか、トラブルとなった場合に如何に対処するかは利用者保護の観点から、最も重要な課題といえます。各金融商品ごとに、予防方法、対処方法について解説します。

【講師紹介】

第 部

弁護士 中務正裕（弁護士法人中央総合法律事務所パートナー弁護士）

国家検定金融窓口サービス技能検定委員。銀行取引、各種ファイナンスを中心に金融機関の業務全般にかかるコンプライアンスにつき日常的にアドバイスを行う。ニューヨーク州弁護士。国内・国外の企業法務案件、M & A案件も多く手がける。

第 部

弁護士 錦野裕宗（弁護士法人中央総合法律事務所パートナー弁護士）

国家検定金融窓口サービス技能検定委員。同志社大学法科大学院嘱託講師（保険法担当）。金融機関に係る、関係業法、内部統制その他コンプライアンス、訴訟等各種法的手続き等について、リーガルサービスを提供する。平成17年4月より平成19年5月まで金融庁監督局保険課に任期付公務員として勤務。『保険商品の販売・勧誘ルールの整備』（金融法務事情、1810）等執筆。

第 部

弁護士 小林章博（弁護士法人中央総合法律事務所パートナー弁護士）

国家検定金融窓口サービス技能検定委員。関西学院大学専門職大学院経営戦略研究科非常勤講師（「金融商品取引法」担当）。会社法、金融商品取引法を中心とした企業法務全般につき、リーガルサービスを提供する。最近の著作として『役員職務処遇関係ハンドブック』（第一法規 共著）07年）、『中小企業の会社法実務相談』（商事法務（共著）07年）など。

【日 時】

11月27日（火） 13：00～17：00

【場 所】

ホテル ヒルトン大阪 4階 金の間（住所：大阪市北区梅田1丁目8番8号）

【参加料】

無料（定員150名）

